

令和5年第8回見附市教育委員会定例会 議事録

○招集日時 令和5年11月24日（金）14時00分

○招集場所 見附市役所 4階402会議室

○会議に付した議件

議第68号 専決処分について（学校薬剤師の委嘱および解嘱について）

議第69号 専決処分について（（仮称）見附市子ども・子育て条例制定検討委員会委員の委嘱について）

議第70号 見附市重大事態対策委員会及び見附市重大事態再調査委員会設置条例の制定について

議第71号 見附市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議第72号 見附市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議第74号 見附市立へき地保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について

議第75号 見附市立保育園設置条例の一部を改正する条例の制定について

議第76号 見附市立保育園設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

議第77号 見附市いじめ防止等のための基本的な方針の一部改正について

議第78号 令和5年度見附市一般会計補正予算（見積書）のうち教育関係予算の原案について

議第79号 令和6年度教育関係予算に係る重点及び新規事業の原案について

○出席者（5名）

教 育 長 渡 邊 茂 夫
委 員 小 林 弘 武
委 員 小 倉 美 砂 子
委 員 齋 木 可 奈 子
委 員 武 田 信 一

○事務局出席者（9名）

教育部長兼教育総務課長 近 藤 芳 生
学校教育課長 佐 藤 昌 弘
こども課長 鈴 木 浩
市民部長兼まちづくり課長 大 野 務
教育総務課長補佐 岩 崎 濟
学校教育課長補佐 関 拓 也
こども課長補佐 橋 和 紀
こども課長補佐 榎 本 摂 子
副主幹兼総務管理係長 山 谷 一 憲

14時00分 開会

教 育 長

只今より、令和5年第8回見附市教育委員会定例会を開会いたします。

それでは、これより本日の会議を開きます。

現在の出席者5人全員であります。

教 育 長

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第27条の規定により武田委員を指名します。

教 育 長

日程第2、報告1、「スクールアカウンタビリティについて」を、学校教育課長より報告願います。

学校教育課長

「スクールアカウンタビリティinみつけ」について報告します。

今年度の子育て教育の日は、11月19日（日）でした。今年度は、見附市内全学校をオープンスクールとして、午前中を中心に授業公開を行いました。同日午前10時30分から「スクールアカウンタビリティinみつけ2023全体会」をオンラインで配信し、見附市教育委員会や見附市公立保育園の取組を市内外へ説明しました。各学校の取り組みについては、各学校で来校者の皆様に「対面」で発表するとともに、オンデマンド方式で紹介しました。

教育委員の皆様におかれましては、ご多用のなか、学校においていただき感謝申し上げます。

今年度の参加者を速報値として報告します。19日のオープンスクールで、直接学校に行かれた保護者は、2,959名と前年比811名増加しました。またスクールアカウンタビリティの参加者は、一般参加者として各学校のオープンスクール

とアカウンタビリティへ参加した方、Y o u t u b e でライブ配信を視聴した方、実行委員や事務局員、市職員等を合わせると合計 157 名の直接参加がありました。この数字は、昨年度アルカディア会場へ参加した、一般・来賓参加者・実行委員・市職員の合計数 112 名を上回るものとなっております。なお、オンデマンド配信の視聴回数は現在集計している最中です。

以上です。

教 育 長

只今の報告に対して、ご質問はございませんか。

齋木委員

私も Y o u t u b e で各学校の配信を見させていただきました。去年までアルカディアでおこなっていた各学校の発表が、オンラインになっていつでも気軽に見られる形になったと理解しています。

その中で少し気になったのが、全ての学校ではないですが、学校満足度アンケートのような形で、アンケート結果を数値化したものを見たところが、全体的に子どもたちも保護者も満足されており、「学校が楽しい」「見附が好き」というような答えは毎年多いですし、増えている印象を受けました。その一方で、そういうじゃないと感じている方、「とても良い」や「良い」ではない部分で回答している保護者や子どもが少なからずいて、そういう方の声は学校や先生方はどう拾っているのか気になりました。

学校教育課長

アンケートについてはそれぞれの学校で集計して把握しています。また、その中身についても、記述式のものがあつたりする中で、学校としても反省すべきということについては、しっかりと活かして次に繋げていくような形で対応しているところであります。

いずれにせよ、学校に対しての肯定的な声だけではなく、少數の困っている子どもたちや保護者の声にも真摯に耳を傾けていくよう、学校への指導に努めていきたいと考えております。

齋木委員

アンケートに「良い」「大変良い」と書くことは、保護者としても気軽なのですが、何かがあって、そうではない項目にチェックを入れることは、保護者としてとても勇気が必要なことだと思います。保護者や子どもの声が「良かった」や「大変満足」の方たちは良いですが、そうではない項目にチェックを入れたり、答えようとしている人がいることを学校が汲み取ってる、という部分が見えてくると、より安心できると思いました。大事に拾っていただけたら良いと思っています。

武田委員

オンラインで視聴させていただきましたが、毎年アルカディアのステージで発表されてる内容に近いものもあれば、いろいろと工夫されてる動画もあるなと思いながら見ていました。

今後も、このオンライン方式を続けていく中で、先生方が動画を作成する苦労などがあると思いますが、以前のようにアルカディアで開催する場合と、今回のようなオンラインで開催する場合では、どちらが先生方の負担が少ないでしょうか。動画作成が得意な先生もいれば、苦手な先生もいると思います。このままオンラインでやっていくのが良いかは、先生方の意見も取り入れて、よく協議して進めてはどうかと思います。

学校教育課長

動画作成について先生方からは、「個人情報に配慮して、少しモザイクを入れたりすることが少し難しかった」という意見もありました。また、「オンライン配信することで、会場に参集する必要がないことから、学校の負担が少し減った」という声

もありました。

まだ、今回のアンケートを全て集計していませんが、集計結果を参考に次年度の計画を立てていく予定です。それぞれのメリット、デメリットを活かしながら、市民の皆さんに見附市の良さを伝えていける方法を考えていきたいと思いますので、ご意見ありましたら、お聞かせいただければと思います。

教 育 長

学校関係の受け止めはいろいろあると思いますが、一方で市として、市の教育や子育ての良さについての「子育てするならやっぱり見附」であったり、また「暮らし満足度ナンバーワンのまち見附」であったりということを目指していくに当たっては、より幅広く子育て教育の日の取組を発信することも非常に大事な取組だと捉えております。そういう点ではオンライン、あるいはオンデマンド配信することによって、さらに遠くにお住いの方からも気軽に見ていただける、そんな良さもあると受け止めておりますが、学校での動画作成者の負担などの点については、しっかり捉えて、改善策を練っていきたいと考えています。

この形が、これからも続していくか、どう続けられるか、ということは、今後評価をし、さらに別のやり方があれば、それを積極的に取り入れていきたい、ということはそれぞれ担当の方では考えているところです。

教 育 長

他にご質問ございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、以上で報告事項を終了します。

教 育 長

それでは、日程第3、議件に移ります。

審議に入ります前に、議第73号について議案撤回の申し出がありましたので、
こども課長に説明を求める。

こども課長

議第73号でありますが、議案について研究不十分な部分が判明しましたので、
議案の撤回をお願いするものであります。申し訳ございませんでした。

教育長

ただ今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教育長

無いようですので、質疑を終結いたします。

ただ今の説明のとおり、議第73号を撤回いたします。

なお、議第73号以降の議案番号の繰り上げは行いません。ご了承願います。

教育長

それでは審議に入ります。

議第68号、「専決処分について（学校薬剤師の委嘱及び解嘱について）」を議題
とします。学校教育課長に説明を求める。

学校教育課長

議第68号「専決処分について」ご説明いたします。

学校薬剤師の委嘱及び解職についてであります。長岡市薬剤師会より西中学校
の学校薬剤師変更の申し入れがありました。それに伴い、長岡市薬剤師会より後任
者として適切な者の推薦がありましたので、小川真穂さんを令和5年9月30日付
けで解嘱し、後任として、土田道子さんを令和5年10月1日付けで委嘱するもの
でございます。以上でございます。

教育長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

教 育 長

次に、議第 69 号、「専決処分について『(仮称) 見附市子ども・子育て条例制定検討委員会委員の委嘱について』」を議題とします。

こども課長に説明を求めます。

こども課長

議題 69 号「専決処分について」説明します。

(仮称) 見附市子ども・子育て条例制定検討委員会委員の委嘱につきまして、令和 5 年 11 月 1 日付で専決処分いたしましたので、ご承認をお願いするものです。

(仮称) 見附市子ども・子育て条例制定検討委員会は、(仮称) 見附市子ども・子育て条例制定検討委員会設置要綱に基づき、条例の制定に向けて、広く市民の意見を聴取し、必要な提言を得るために設置するものです。その委員は、学識経験者、各種団体関係者、公募市民の中から委嘱するものです。任期は、令和 5 年 11 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までです。以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

教 育 長

次に、議第70号「見附市重大事態対策委員会及び見附市重大事態再調査委員会設置条例の制定について」を議題とします。

学校教育課長に説明を求めます。

学校教育課長

議第70号「見附市重大事態対策委員会及び見附市重大事態再調査委員会設置条例の制定について」説明いたします。

条例制定の理由ですが、いじめ重大事態が発生した際に、当該事態に係る事実関係を明確にするための調査などを行うために組織する「見附市重大事態対策委員会の設置に関する条例」及び、再調査を行うために組織する「見附市重大事態再調査委員会の設置に関する条例」を制定するものです。

条文について説明します。

第1章では見附市重大事態対策委員会について、

第2章では見附市重大事態再調査委員会の設置についての条例が示されています。

第1条は設置について、いじめ防止対策推進法第28条に規定する重大事態が発

生した場合に調査等を行うため、教育委員会の附属機関として、見附市重大事態対策委員会を設置することを定めています。

第2条は対策委員会による助言、調査等の所掌事項について定めています。

第3条は組織について定めています。対策委員は5人以内をもって組織し、法律、医療、教育、心理又は福祉等に関する専門的な知識及び経験を有する者から教育委員会が委嘱します。

第4条は任期について、

第5条は委員長及び副委員長について、

第6条は会議の持ち方について、

第7条は意見の聴取等の方法について、

第8条は委員の排斥及び回避について、

第9条は委員の排斥に係る臨時委員について、

第10条は秘密の保持、

第11条は庶務、

第12条は委任について定めています。

第2章の見附市重大事態再調査委員会について、

第13条は再調査を行うために、見附市重大事態再調査委員会を設置することを定めています。

第14条は再調査委員会による再調査が市長の諮問に応じて行われることを定めています。

第15条は組織について定めています。組織の構成は重大事態対策委員会と同様で市長による委嘱となります。対策委員会の委員と兼任することはできません。

第16条は任期について、再調査が終了するまでとなります。

第17条は庶務について、総務課において処理します。

その他については、見附市重大事態対策委員会に準用します。

附則において、この条例は公布の日から施行するものです。以上です。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

小林委員

要するに、対策委員会は事前対策を教育委員会に助言するという常設の委員会になるわけですよね。常に適宜集まりを持って、意見を教育委員会に対して提言するという委員会。それに対して重大事態再調査委員会は、市長がもう1回「つまびらかにせよ」ということを言った場合に、招集をかけるもので、そのことが起こる前までは委員はいなくて、緊急事態用の体制である、という理解でよろしいでしょうか。

学校教育課長

重大事態対策委員会は、任期2年の中で常設されるものであります。

もう一方の再調査委員会につきましては、重大事態対策委員会の報告で、さらに調査が必要と市長が判断したときに招集される臨時の委員会、という位置づけになっております。

教 育 長

他にございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

教 育 長

次に、議第71号「見附市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

こども課長に説明を求めます。

こども課長

議第71号「見附市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」説明いたします。

はじめに、一部改正の理由ですが、本条例における上位法の改正に伴い、関係部分を改めるものです。

改正内容について説明します。

子ども・子育て支援法中、内閣総理大臣と厚生労働大臣の協議について定める第19条第2項が削られます。これにより、同法第19条は1項のみの条となつたため、当該条文を引用している箇所を改正するものです。

また、第15条では、引用する法の号番号が繰り上がることにより、改正するものです。

第36条では、第6条の「正当な理由のない保育の提供の拒否を禁止する規定」を適用する際の読み替えを定める条文を追加しています。

合わせて、本条例が引用する国の定める基準が厚生労働省からこども家庭庁へ移管されたことに伴い、関係条文の改正を行っています。

附則におきまして、この条例は、公布の日から施行するものと定めるものです。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

教 育 長

次に、議第72号「見附市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

こども課長に説明を求めます。

こども課長

議第72号「見附市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」説明します。

はじめに、一部改正の理由ですが、本条例における上位法の改正に伴い、関係部分を改めるものです。

次に、条文並びに改正内容について説明します。

第25条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改めます。これは、子ども・子育て支援法の一部改正が行われ、主務大臣が変更となったためです。

附則におきまして、この条例は、公布の日から施行するものと定めるものです。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

教 育 長

次に、議第74号「見附市立へき地保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

こども課長に説明を求めます。

こども課長

議第74号「見附市立へき地保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について」説明します。

はじめに一部改正の理由ですが、第3次見附市公立保育園民営化等実施計画に基づき、令和6年4月1日で見附市立漆山保育園を民営化し、令和6年3月31日をもって見附市立坂井保育園及び見附市立反田保育園を閉園することに伴い、関係部分を改めるものです。

条文を説明します。

第2条中、見附市立漆山保育園の項、見附市立坂井保育園の項及び見附市立反田保育園の項を削るもので

附則におきまして、この条例は、令和6年4月1日から施行するものです。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

教 育 長

次に、議第 75 号「見附市立保育園設置条例の一部を改正する条例の制定について」並びに、議第 76 号「見附市立保育園設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」の 2 案を一括して議題とします。

こども課長に説明を求めます。

こども課長

議第 75 号「見附市立保育園設置条例の一部を改正する条例の制定について」説明します。

はじめに一部改正の理由ですが、第 3 次見附市公立保育園民営化等実施計画に基づき、令和 6 年 4 月 1 日で見附市立名木野保育園を民営化することに伴い、関係部分を改めるものです。

改正内容を説明します。

設置を定める別表中、名木野保育園の項を削るものです。

附則におきまして、この条例は、令和6年4月1日から施行するものです。

続いて、議第76号「見附市立保育園設置条例施行規則の一部を改正する規則について」説明します。

はじめに、本規則の一部改正の理由ですが、議第75号議案での説明と同様で、第3次見附市公立保育園民営化等実施計画に基づき、令和6年4月1日で見附市立名木野保育園を民営化することに伴う改正です。

条文を説明します。

認可定員を定める別表中、名木野保育園の項を削るものです。

附則におきまして、この規則は、令和6年4月1日から施行するものです。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本2案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本2案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

教 育 長

次に、議第77号「見附市いじめ防止等のための基本的な方針の一部改正について」を議題とします。

学校教育課長に説明を求めます。

学校教育課長

議第77号「見附市いじめ防止等のための基本的な方針の一部改正について」説明いたします。

第1章「いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項」の「3 いじめの防止等に関する基本的な考え方」として、

「(3) いじめへの対処」では、特に、犯罪行為として取り扱われるべきいじめ等については、直ちに警察に相談・通報を行い、適切な援助を求めなければならない。

「(4) 学校と家庭及び地域等との連携」では、いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても、警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知を行うことが必要である。

「(5) 関係機関との連携」では、特に、学校と警察との連携においては、日常的な情報共有・相談体制を構築するため、学校・警察双方において、連絡窓口となる担当職員の指定を徹底することが求められている。と、警察との協力についての内容を追加しました。

第2章「いじめの防止等のための対策の内容に関する事項」の「1 いじめの防止等のために見附市（市教育委員会を含む。）が実施する施策」の「(3) いじめの早期発見・即時対応のための措置」では、相談を受け付ける窓口に「青少年育成センター」を加えました。

「2 いじめ防止等のために市立学校において実施する施策」の「(2) いじめ防止等の対策のための組織の設置」における、「③ 学校対策委員会への報告と記録の保存」では、所定の書式に記録することや、保存するものに児童生徒が記載したアンケートを加え、必要な場合に情報提供できることとしました。

「(5) いじめへの即時対応」では、「① いじめ等を認知した教職員」は、速やかに学校対策委員会に報告することや、事実確認の結果を、関係する保護者に事実

関係、今後の指導方針や相談体制などについて伝えるとともに、校長の責任の下、市教育委員会に報告するように改正いたしました。

「第3章 重大事態への対処」の「1 重大事態の発生と調査」について、「(2) 重大事態の報告」では、学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに市教育委員会に電話で連絡するとともに、所定の様式で報告し、教育委員会は、市長に報告するとともに、県教育委員会に電話連絡し所定の様式で報告するとしています。重大事態調査の開始に当たっては、学校、教育委員会ともに所定の様式で報告することを定めています。

「2 市教育委員会又は学校による調査」の「(1) 調査の趣旨及び調査主体」では、市教育委員会は、学校から重大事態の発生について報告を受けた場合、その調査主体を市教育委員会又は学校のどちらとするか判断すると改正してあります。

「(2) 調査を行うための組織」では、市教育委員会が調査を行う場合については、「重大事態対策委員会」が調査に当たること。「重大事態対策委員会」の組織として、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者としました。

学校が調査を行う場合については、市教育委員会と連携して「校内重大事態対策委員会」が調査に当たり、組織的に調査を行い、その調査内容を速やかに市教育委員会へ報告する。「校内重大事態対策委員会」には、学校教職員の他に、市の「重大事態対策委員会」の弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者の中から、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）の参加を図る。このことにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めるとしました。

「(5) 調査結果の提供及び報告」の「② 調査結果の報告」では、調査結果について、「重大事態対策委員会」及び「校内重大事態対策委員会」は、「重大事態調査

報告書」を作成し、市教育委員会へ報告する。

市教育委員会は「重大事態調査報告書」に基づき、市長へ報告する。

その後、「重大事態調査報告書」を県教育庁生徒指導課へ提出する。(県教育庁生徒指導課へ提出する「重大事態調査報告書」に児童生徒や関係者等の氏名が記載されている場合には、当該氏名の記載を黒塗りした上で提出する。)としています。

「3 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置」の「(1) 再調査」については、「見附市重大事態対策委員会及び見附市重大事態再調査委員会設置条例」の規定による調査の結果について調査(以下「再調査」という。)を行うことができるとしました。

「(2) 再調査を行うための組織」では、再調査を実施する組織は、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識や経験を有する者で構成し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者(第三者)の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めるように改正しました。

以上であります。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

齋木委員

重大事項に関する前のいじめへの即時対応の時点で、例えば、先生と生徒同士で解決できない場合、校長や生徒の保護者等が集まり、話し合いをした結果が、教育委員会にも情報が共有されるということでしょうか。

学校教育課長

いじめ事案については、どんなに小さいことでも学校教育課に報告が上がってきておりますので、そちらについては重大事態でなくてもしっかりと対応を共有し、

また学校教育課から対応策についても指導しているところです。

斎木委員

今まで通りの流れでしょうか。

学校教育課長

これまでのいじめ防止等基本方針と変わっているのが、重大事態というふうになった場合、すぐ教育委員会がその対応をするというのがこれまでの方針でありましたが、今回の改正したことで、まず第一義的には学校がしっかりと子どもたちに向き合いながら解決に向かうということです。それでも難しい場合、また教育委員会が最初からそれは教育委員会が入らなければならないというふうに判断した場合は、この重大事態対策委員会を立ち上げて調査にあたる、というところが少し整理されております。

小林委員

説明の最初の方で、何ヶ所か警察に「相談・通報・連携」と書いてありますが、今まで無かったわけですよね。特に、犯罪行為として取り扱われるべきいじめ等についての判断は、現場の人には難しいのではないかと思う。

学校教育課長

教員にとって、そこの境目の判断は難しいかもしれません、やはり先々の重大事態への発展や深刻な問題になることも踏まえて、まず警察とはしっかりと連携しながら、警察の判断を仰ぐという部分も必要になろうかと思っています。警察の方から、これは犯罪行為とまではいかないので、しっかりと学校と教育委員会で対応を進めていただきたい、という場合もあるかと思いますので、そのあたりは学校に判断を委ねるというよりは、相談しながらどういった対応が必要なのかということと一緒に考えていく相手として、警察としっかりと連携していくと捉えています。

教育長

どんないじめ事案であっても、必ず学校から教育委員会には上がってきますので、教育委員会から学校に対して、警察への相談について助言することもあります。また警察も相談があったからといって、それですぐその捜査に入るということではなくて、相談を受けて助言いただいたりするという形になりますので、警察との連携をより深めながらしっかりと対処していくという方向性が、今回の改正の中にしっかりと位置付いてくるということになります。

教 育 長

他にございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

教 育 長

次に、議第78号「令和5年度見附市一般会計補正予算（見積書）のうち教育関係予算の原案について」を議題とします。

教育部長、学校教育課長、こども課長の順に、それぞれ関係部分の説明を求めます。

教育部長兼教育総務課長

議第78号「令和5年度一般会計補正予算（見積書）のうち教育関係予算の原案について」説明いたします。

まず、教育総務課分であります、10款2項1目、小学校施設管理費56万円の増額であります、令和6年度から名木野小学校に新規開設する「通級教室」の増設に伴う消耗品費20万円の増額と、備品購入費36万円の増額をお願いするものであります。

次に、10款3項2目、中学校教育振興費287万4千円の増額であります、第二小学校区から見附中学校への冬季通学バスの運行業者不足、及び燃料費高騰による委託費の増額をお願いするものであります。

次に、10款6項3目、学校給食費8万2千円の増額であります、会計年度任用職員の厚生年金保険料不足分の増額をお願いするものであります。

以上でございます。

学校教育課長

続きまして、学校教育課分を説明いたします。

教育委員会一般経費61万円の増額につきましては、会計年度任用職員（教育補助員）の入件費のうち、算定の基礎となる各会計年度任用職員の標準報酬月額が上がったことにより予算が不足するため、共済組合負担金と社会保険料について増額補正をお願いするものです。

続きまして、小学校教育用コンピュータ設置事業34万8千円につきましては、全児童の端末持ち帰りによる活用が進んだ結果、端末の故障が増加したことにより、備品修繕料について増額補正をお願いするものです。

続きまして、中学校教育用コンピュータ設置事業47万7千円につきましては、全生徒の端末持ち帰りによる活用が進んだ結果、端末の故障が増加したことにより、備品修繕料について増額補正をお願いするものです。

続きまして、中学校振興事業236万9千円の増額につきましては、大会やコンクール出場時のバス代等が高騰したことにより、中学校体育対外試合生徒輸送費補

助金、及び中学校音楽コンクール生徒輸送費補助金について増額補正をお願いするものです。

以上でございます。

こども課長

こども課関係部分を説明します。

3款民生費2項1目、子育て支援事業277万8千円の増額は、年度当初の人事異動に伴い、会計年度任用職員1名分の雇用に必要な人件費等を計上するものです。

続きまして、4款衛生費1項4目、子どもの医療費助成事業1320万円の増額は、新型コロナ5類移行後に医療機関受診数が増加したことなどにより、子ども医療費が当初の見込みより多く推移しているため、不足分を計上するものです。

続きまして、4款衛生費1項4目、養育医療給付事業140万1千円の増額は、養育を必要とする未熟児の出生が見込みよりも多いため、不足分を計上するものです。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

齋木委員

学校教育課の端末の持ち帰りによる故障というところで、これはこれからもずっとあるのだろうと思うのですが、この予算だとどれぐらいが困ったのかということが見てこないので、各校または各クラスでもいいですが、大体どのくらいなのでしょうか。

学校教育課長

申し訳ありません、手元にデータがありませんのでお答えできません。

教 育 長

他にございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

教 育 長

次に、議第 79 号「令和 6 年度教育関係予算に係る重点及び新規事業の原案について」を議題とします。

この議題につきましては、令和 6 年度教育関係予算の原案を令和 6 年 3 月市議会定例会に提出することが決定するまでは、公開できません。

したがって、本議題の審議は「非公開」にしたいと思いますがご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案の審議は、「非公開」により進めることといたします。

事務局は、会議録の調整につき、対応をお願いします。

なお、本議題に係る資料につきましては、取り扱いに十分ご注意いただくようお願いいたします。

————— ここから非公開審議 —————

-----ここまで非公開審議-----

教 育 長

ここで「非公開」と決定しました、議第79号の審議が終了しましたので、議事録の調整をお願いします。

教 育 長

以上で、本日提出された議題の審議は、全て終了しました。

これにて、令和5年第8回見附市教育委員会定例会を閉会いたします。

15時15分 閉会

以上、会議の大要を記載し、その内容に相違ないことを証するため、教育長及び議事録署名委員ここに署名する。

教 育 長

渡邊 茂夫

議事録署名委員

武田 信一

